

ゆうすい 議会だより

3月定例会

平成28年5月17日発行 第46号



主な内容

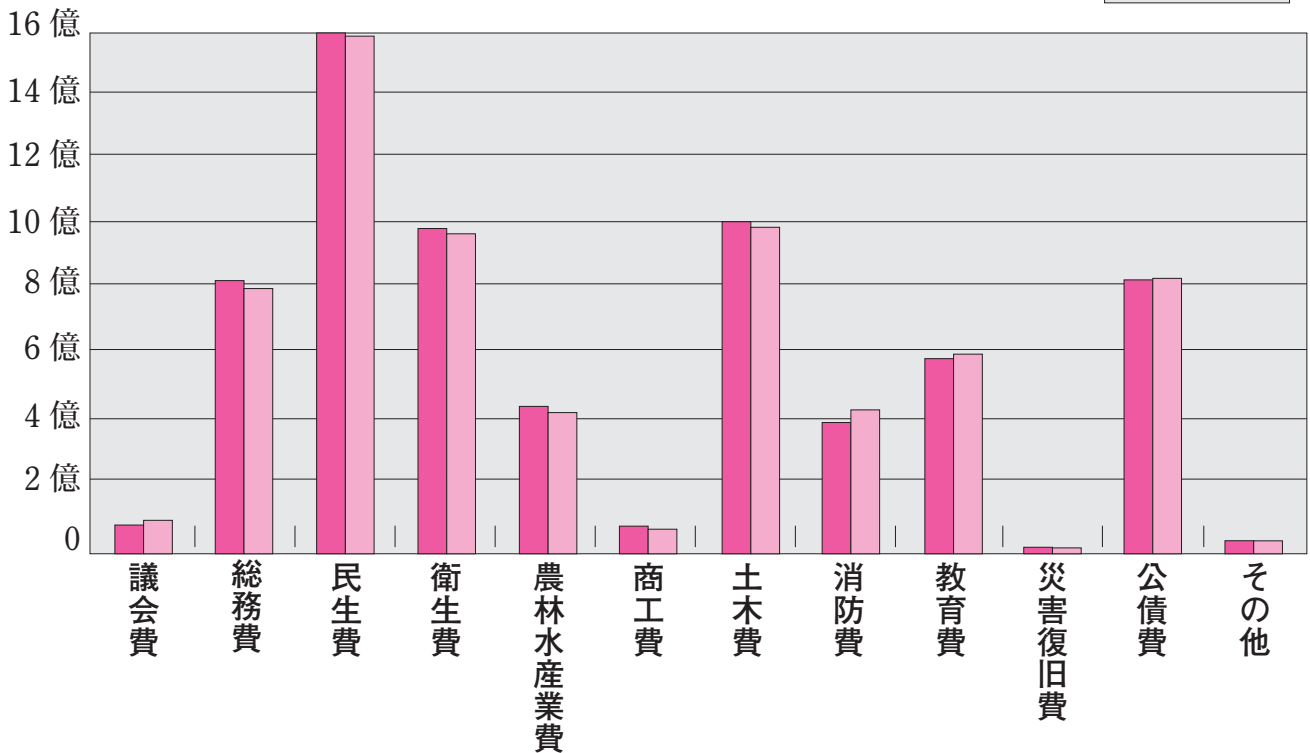
28年度当初予算	2
議決一覧	6
一般質問	8
補正予算	13
委員長報告	

＜轟の瀬 カヌー競技 国体へ向けて＞

69億584万6千円を可決

歳出の前年度比

■ 28年度
■ 27年度



平成28年度一般会計予算の特徴的なもの

(歳入について)

○ 財政調整基金の増額

○ 社会教育施設等建設基金

○ 過疎対策事業債(ソフト事業分)

○ 臨時財政対策債

(歳出について)

○ 栗野庁舎耐震補強事業

○ 地方創生関連事業

○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業

○ 鳥獣被害防止総合対策事業

○ 栗野小学校教室棟屋根防水事業

事業

3月定例会は2月24日に召集され、3月25日までの31日間の会期で開催されました。

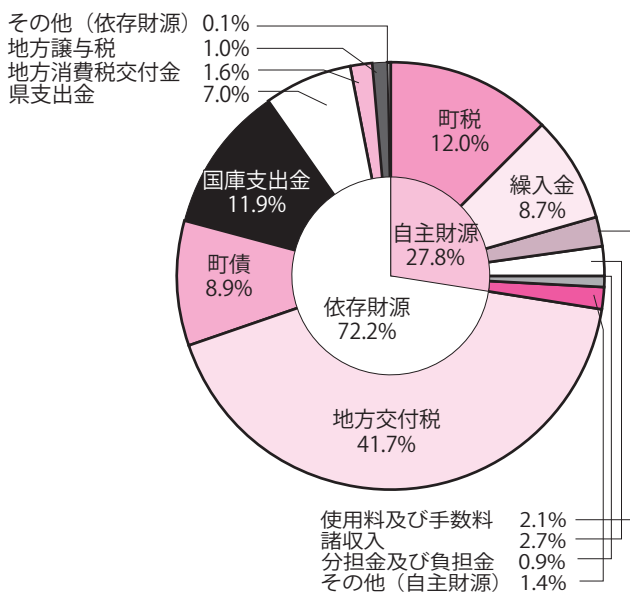
今定例会では、平成28年度の各会計の当初予算や平成27年度の各種事業執行に伴う補正予算及び国の地方創生加速化交付金の採択を受けての追加計上、また本町の総合かつ計画的な行政運営を図るための第2次湧水町総合計画基本構想及び湧水町過疎地域自立促進計画の策定など、全部で41議案が上程され、原案のとおり可決しました。さらに、一般質問では議員5名が10項目について質問しました。

第

1回 定例会

28年度 一般会計予算

一般会計 69億584万6,000円



一般会計は総額69億584万6千円で前年度に比べ約2%の増額となっております。国の予算編成方針や普通交付税の合併算定終了の影響による本町の厳しい財政状況にも留意しながら第2次総合計画の初年度として各施策に必要な予算編成となっております。

なお財源に占める主なものは、町税12・0%、地方交付税41・7%、国庫支出金11・9%、町債8・9%、繰入金8・7%となっております。歳出においては、民生費23・3%が最も多く、次いで土木費14・4%、衛生費14・1%、総務費11・9%、公債費(借金返済)11・8%、などとなっております。

特別会計 34億380万3,000円

特別会計は総額34億380万3千円で前年度に比べ約0・7%の増額。国民健康保険事業は、保険給付費及び共同事業拠出金の増額、介護保険事業は、保険給付費の増額、後期高齢者医療事業は広域連合納付金の増額等が主なものとなっております。

水道事業会計は、施設の維持管理に伴う経費、水道メーター検針業務委託、水道会計システム機器保守委託及び吉松簡易水道再推進編事業工事及び配水管布設工事等が計上されております。

水道事業会計

特別会計	予算額	前年比(%)
国保	18億4,138万5千円	0.8
介護保険	14億1,587万5千円	0.4
後期高齢	1億4,654万3千円	2.2

水道事業	予算額	前年比(%)
収益	収入	2億4,409万8千円 2.2
	支出	1億8,487万1千円 △11.5
資本	収入	3億7,560万円 168.3
	支出	5億1,905万7千円 130.8

平成28年度 当初予算

※平成28年度の主な事業の一部を紹介します。

総務費 8億2,336万1千円

婚活交流推進事業補助金・・・地方創生関連事業の一環として、婚活交流を推進し地域の活性化を図るための補助金です。

ふるさと応援対策報償費・・・ふるさと納税額の1万円以上の寄附者の方に対して、湧水町の特産品を贈呈する報償費です。

民生費 16億1,244万1千円

年金生活者等支援臨時福祉給付金・・・年金生活者等の低所得高齢者に対する支援としての臨時福祉給付金です。

地方創生費乳幼児紙おむつ助成費・・・地方創生事業の一環として、紙おむつの助成を行うことにより子育て世帯の負担軽減を図ろうとするものです。

衛生費 9億7,045万8千円

個別予防接種委託料

・・・肺炎球菌予防接種やインフルエンザ予防接種等に係る委託料です。



資源ごみ等処理委託料

・・・資源ごみの処理経費の軽減及び、資源物売却料の増収を目的としている委託料の計上です。



農林水産業費 4億6,520万5千円

鳥獣被害防止総合対策事業交付金・・・有害鳥獣による農作物の被害を防止するため侵入防止ネットの設置等を助成する交付金です。

多面的機能支払交付金・・・農地の多面的機能を維持発揮するための水路、農道等の管理活動に対し支援を行う交付金です。

商工費 1億195万2千円

公園整備及び湯ったり館改修工事費

・・・丸池公園の駐車場整備に係る公園整備工事費及び湯ったり館のコテージ改修に係る工事費です。



土木費 9億9,474万1千円

町道等整備工事費・・・特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に係る工事費等で、町道の適正な維持管理を行うためのものです。

準用河川整備工事費・・・天神川及び上掛川の寄州除去に伴う工事費です。

公営住宅等改修工事費・・・丸池タウン城棟の外壁等改修に伴う工事費です。

消防費 3億8,018万円

伊佐湧水消防組合負担金及び特別負担金

・・・組合運営に伴う負担金及び、大口署の消防ポンプ車菱刈分遣所の高規格救急車等に係る特別負担金です。



教育費 5億6,285万2千円

教職員住宅整備工事費・・・吉松中学校校長住宅が築39年を経過し、老朽化しているため全体的な改修を行う工事費です。

小学校施設整備工事費・・・老朽化に伴う栗野小学校の教室棟の屋根防水工事などを行う小学校施設整備工事費です。

地区公民館施設整備工事費・・・米永コミュニティーセンター周辺整備及び倉庫新設、轟トレーニングセンターのガードレール設置及び階段補修、般若寺コミュニティーセンターの屋根改修、米永・老竹地区公民館のトイレ改修工事等に伴う工事費です。

吉松都市公園整備工事費・・・吉松都市公園の利便性の向上を図るため、資料館と本館を結ぶ連絡道路の整備工事費です。

こんなことが決まりました

議案	案	提案理由等	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (湧水町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について)	地方税法施行規則等の一部改正に伴い地方自治法の規定により、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの。	承認
議案第1号	財産の無償譲渡について	平成12年度草地畜産活性化特別対策事業により導入した機械を、関係者で組織する川添地区草地利用組合に無償譲渡し、良質粗飼料確保により畜産の振興と経営の安定を図ろうとするもの。	原案可決
議案第2号	財産の無償貸付について	平成7年度林業構造改善事業により設置した給水施設を、魚野地区住民で組織する魚野地区給水施設管理組合に無償貸付の更新をし、魚野地区の飲雑用水確保により、生活の安定と農業経営の合理化を図ろうとするもの。	原案可決
議案第3号	財産の無償貸付について	昭和60年度、昭和61年度、平成2年度及び平成6年度農林業地域改善対策事業により設置した施設を、関係者で組織する農事組合法人加治屋地区施設園芸共同利用組合に無償貸付の更新をし、農業の振興と経営の安定を図ろうとするもの。	原案可決
議案第4号	財産の無償貸付について	平成12年度草地畜産活性化特別対策事業により設置した給水施設を、関係者で組織する組合等に無償貸付の更新をし、木原地区の飲雑用水確保により畜産の振興と経営の安定を図ろうとするもの。	原案可決
議案第5号	湧水町森林活用環境施設の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町森林活用環境施設(森のやかた湯ったり館)の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の名称:山崎友愛株式会社 代表取締役 山崎 忠茂	原案可決
議案第6号	湧水町コミュニティ防災センターの管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町コミュニティ防災センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:停車場地区公民館	原案可決
議案第7号	地区公民館及び自治会に係る公の施設の管理運営に関する指定管理者の指定について	地区公民館及び自治会に係る公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第8号	湧水町弓道場の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町弓道場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:湧水町体育協会弓道部	原案可決
議案第9号	湧水町相撲道場の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町相撲道場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:湧水町体育協会相撲部	原案可決
議案第10号	湧水町下川西地区農産物加工センターの管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町下川西地区農産物加工センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:下川西地区公民館	原案可決
議案第11号	湧水町農産物共同利用乾燥施設の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町農産物共同利用乾燥施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:湧水町たばこ振興会	原案可決
議案第12号	湧水町堆肥センターの管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町堆肥センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:湧水町堆肥センター利用者組合	原案可決
議案第13号	湧水町ふれあい牧場の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町ふれあい牧場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:農事組合法人 木原牧場	原案可決
議案第14号	湧水町吉松物産館の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町吉松物産館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:吉松物産振興会	原案可決
議案第15号	湧水町栗野集会所の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町栗野集会所の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。 ※指定管理者の団体の名称:湧水町商工会	原案可決
議案第16号	第2次湧水町総合計画基本構想の策定について	本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第2次湧水町総合計画基本構想(平成28年度～平成37年度)を定めたいので、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第17号	湧水町過疎地域自立促進計画の策定について	過疎地域の自立促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、湧水町過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)を策定しようとするもの。	原案可決
議案第18号	湧水町行政不服審査会条例の制定について	行政不服審査法の全部が改正され、裁決に際して諮問する第三者機関を設置する必要が生じたため、本条例を制定しようとするもの。	原案可決
議案第19号	湧水町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について	行政不服審査法の全部が改正され、審査請求人等が審理員及び審査会に対し、提出書類等及び提出資料の写しの交付を求められるようになったことから、その交付手数料を徴するため、本条例を制定しようとするもの。	原案可決

議案	案	提案理由等	結果
議案第20号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	行政不服審査法の全部が改正され、関係条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第21号	湧水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正され、国家公務員の勤務時間の割振り等に関する条項が定められたことに伴い、本町職員もこれに準じて所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第22号	湧水町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	鹿児島県障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則が公布され、障害児就学指導委員会の名称及び所掌事務等を改正する必要性が生じたため、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第23号	湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	新たに設置する行政不服審査会の委員等報酬を追加し、障害児就学指導委員会の名称を改正したいため、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第24号	湧水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告に基づき、国家公務員の月例給、勤勉手当の支給月数等が改正され、また本町独自改正として、級別職務分類の見直しによる給料表及び住居手当並びに勤勉手当算定に関する条項を改正したいため、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第25号	湧水町税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関し、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第26号	湧水町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	児童福祉法の一部が改正され、保育の実施の基準が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより実施するよう改正されたことに伴い、本条例を廃止しようとするもの。	原案可決
議案第27号	湧水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、人事行政の運営等の状況の公表事項等が改正されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第28号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第11号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195,608千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,739,061千円とするもの。	原案可決
議案第29号	平成27年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,597千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,874,391千円とするもの。	原案可決
議案第30号	平成27年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,074千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,218千円とするもの。	原案可決
議案第31号	平成27年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,073千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,374千円とするもの。	原案可決
議案第32号	平成28年度湧水町一般会計予算	P2からP5までを参照	原案可決
議案第33号	平成28年度湧水町国民健康保険事業特別会計予算	P3を参照	原案可決
議案第34号	平成28年度湧水町介護保険事業特別会計予算	P3を参照	原案可決
議案第35号	平成28年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計予算	P3を参照	原案可決
議案第36号	平成28年度湧水町水道事業会計予算	P3を参照	原案可決
議案第37号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第12号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,740,192千円とするもの。	原案可決
議案第38号	湧水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び湧水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、関係条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第39号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第13号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,847,275千円とするもの。	原案可決
議案第40号	平成27年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,874,691千円とするもの。	原案可決
議案第41号	平成27年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,429,809千円とするもの。	原案可決

を問う！

これまでのふるさと納税収入額は

8年間で478件1860万円



池上 滝一 議員

池上

ふるさと納税については、全国の自治体が

財源の確保対策や地域経済の活性化に繋がる施策として捉え、地域資源を活用した様々な事業展開において実績を上げている状況である。本町においても、さらなる収入増対策が喫緊の課題であると察するが、これまでの返礼品メニューにソフト事業として空き家やお墓の管理・地域振興券の発行など検討してはどうか伺います。

町長

今後の寄付増対策として、高額な寄付に対して

特別な返礼品の設定を検討しており、インターネットによるPR広告や申し込みの簡素化のためのクレジットサービスの活用も計画しています。また、返礼品の選定については、民間感覚を活かしたアイデアを反映するため町内の法人及び個人事業者の方々から公募で行い、その中でソフト事業的なものがあった場合は検討します。

地域おこし協力隊について

池上

この協力隊事業を活用し多くの自治体

で若者の定住や地方の活性化に効果をもたらしている状況であり、以前にも導入の検討を提案したところである。国でも28年度はこれまでの倍の数の3千人に増やす計画を公表しているが、本町でも早急にこの補助事業を活用すべきと思うが。

町長

地域ブランドや地域製品の開発・販売等

地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」の活動については、町内のどの地域で、どのような活動に取り組んでもらうか、そのための受け皿作りなどを検討しております。また、最終的には協力隊員がそのまま本町に定住・定着してもらう

新電力の活用について

池上

今年4月の電力小売り自由化が始まる

状況において、新電力PPS（特定規模電気事業者）を活用し行政コストの削減に取り組む自治体が増加するものと想定するが、本町の導入計画について伺います。

町長

電気料のコスト削減を図るため、平成28年

4月から高圧電力を使用している8施設の電気をPPS事業者から供給を受けるよう手続きを行っています。また、低圧電力を使用している施設についても、今後取り組みを検討していきます。

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!



空き家バンクの創設はできないか

創設に向けて協議検討していく

境田 公明 議員

境田

空き家バンクの創設や空き家の住宅改修等の助成金などができないか伺います。

町長

空き家バンクについては、町内の不動産業者と創設に向けて協議検討していきたい。空き家の登録と情報提供は行政で行えるが、交渉、契約については、行政が関与できないので町内の不動産業者に仲介をお願いすることとなります。住宅改修等の助成は考えておりません。

境田

空き家・空き地を管理指導する条例の制定ができないか伺います。

町長

空き家等の管理指導については、平成27年5月施行された法律で、市町村長は所有者に対して、必要な助言または指導、勧告、命令、が可能となりましたので、条例の制定は考えておりません。

原子力災害対策について

境田

原子力災害対策について、具体的に本町は、災害時何をなすのか、その対策や訓練についてどのように考えているか伺います。

町長

湧水町原子力災害対策を策定しておりますが、事故の規模や風向きによっては避難や一時移転、屋内退避の検討を進めることとしているが、現在のところ具体的な対策等は行っておりません。今後、県等と協議しながら訓練等を考えていきたい。なお本町は、薩摩川内市及び阿久根市住民の避難先として計画されており受け入れ態勢の検討も併せて行わなければならないと考えております。

境田

吉松総合公園の整備について

今後の整備計画はどのように考えているか、使

教育長

吉松公園グラウンドはこれまで吉松中央公民館周辺の施設と併せて整備を図ってきました。今後は、管理道路、グラウンドの排水処理の改修・バックネット等の構造物の改修を行う予定で、生涯学習の環境づくりに努めていきたいと考えております。



受動喫煙防止対策について

広報等による啓発にも努めたい



綾織 まち子 議員

綾織

最近、喫煙者に対して、禁煙の場が多く設けられ、受動喫煙防止対策が進められている中、喫煙者にとっては、居場所がなく肩身の狭い思いで、たばこを吸われています。湧水町でも、たばこを吸う人口は多く、たばこ税は貴重な税収、財源のひとつです。そこで、たばこを吸う人、吸わない人、お互いが、遠慮することなく生活するために町内の飲食店等の事業所に喫煙席を設置するような推進を図る考えはなにか伺います。

町長

受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法に基づき、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、本県においては、受動喫煙防止の推進を図るために「たばこの煙のないお店」として登録店を募集するとともに情報提供がなされています。本町におきましても県や商工会と連携を図り登録店の推進を図るとともに受動喫煙防止対

策につきまして、広報等による啓発にも努めたいと考えます。

綾織

禁煙で喫煙者の居場所がなくなると、たばこを吸う人も減ってしまい、税収にも大きな影響が出ます。連鎖的現象を防止するためにも喫煙席を1ヶ所でも設置されるように推進を図る考えはないか伺います。

町長

本町でも2ヶ所だけは登録がされていますが、住民の健康管理、お店の環境を考えると、指導・要望していきたいと思えます。

綾織

教育施設、スポーツ施設、医療施設、福祉施設、娯楽施設等、喫煙席を設置することで他人に迷惑がからず、たばこを吸うことができ利用者も増えてきます。各施設に設置され、又たばこ生産農家を圧迫することもないような推進を図る考えはないか再度伺います。

町長

公共施設等で外に出ると、たばこを吸われると気の毒な気持ちになる。我が町も税収6千万円くらいあるので、財源として十分に考え、居場所がなく肩身の狭い思い等、対応する必要があるのではと考えております。





空き家バンクの創設について

創設に向けて検討します

亀澤 中 議員

亀澤 定住促進対策としての空き家バンクの創設

については、以前一般質問をしましたが、その後の経過や取組状況について伺います。

町長

所有者が空き家を登録し、移住を検討している人に情報提供する空き家情報登録制度「空き家バンク」につき

ましては、町内の不動産業者と空き家バンクの創設に向けて協議・検討してまいりたいと思います。

なお、空き家の登録と情報提供は行政で行いますが、交渉・契約については行政が関与できませんので、町内の不動産業者に仲介をお願いすることになります。

亀澤

空き家バンクを創設する場合、設置要綱に

ついては、しっかりとしたものを作って一刻も早く空き家バンクを

設立して地域の活性化につなげてほしいと思います。

婚活事業について

亀澤

婚活事業について当初予算に計上されていますが、

具体的にとどのような事業展開を考えているのか伺います。

町長

婚活事業と併せまして、民間の力を活用した地域活性化も図るため、行政と連携した実行委員会形式により事業を展開していきたいと思

います。町青年団、商工会青年部、JAあいら青年女性部、湧水町内農業団体青年部等とタイアップして実施する計画であります。

亀澤

今、晩婚化であるとか、「一人でもいい」と

いう考えの若者が増えているこ

となどを考えますと、行政としてどこまで踏み込んだ対策が立てられるのか難しい面はありますが、やはり継続してやるのが大切だと思います。

町長

継続することは大切な事だと思います。以前、農業の後継者に限って事業を行いましたが、今回は様々な業種

の後継者を対象とし、行政の垣根を越えた広域的な事も考えていきたいと思



地方創生の取り組みについて

新型交付金 補助率50%



仮屋 良二 議員

仮屋 施政方針の中で、重点項目で構成された

「湧水町版総合戦略」が策定され、地域の活性化や人口減少を克服するための事業を推進し、地方創生に取り組み強い意志を感じたところであります。

①平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金や平成28年度から地方創生新型交付金が新たに創設され、対象事業、補助金率について変更を要するとあったが、その内容について伺います。

※地方創生加速化交付金（地域資源を活用した観光地魅力創造事業）7千406万円（採択）

町長

1月21日付の通達により、官民協働・地域間連携・政策関連系の要素を盛り込んだ計画とすることなどの制約が課されています。地方創生新型交付金は補助率100%でありましたが、平成28年度の新型交付金については、補助率50%に変更になり、残りは、一般財源となり

ます。

仮屋

②施策目標、戦略の実現に向けた施策展開が29事業を残り4年間で必要に応じて見直し、検証を行うこととなっておりますが、住民参加の検証になっているのか伺います。

町長

外部有識者を含む検証機関を設置することとなっておりますので、住民参加あるいは意見聴取等を行ってまいります。

仮屋

③地域おこし協力隊については、重点施策29事業の中で位置づけられているが当初予算に反映されていないことについて伺います。

町長

様々な事業や受け皿作りが課題です。また、最終的には、そのまま町に定住・定着してもらうことが目標であるため、採用を必要とする

理由、採用目的、採用した人材像を明確にしながら、今後、地方創生事業の新型交付金の採択状況により、補正予算等で対応したいと考えます。

クリーンエネルギータウンの発信と小水力発電の設置について

仮屋

クリーンエネルギーの町として発信し、さらには小型小水力発電機を設置して教育・観光・定住を目的とした取り組みを行うことはできないか伺います。

町長

再生エネルギーを使ったクリーンな町として発信したい。小型水力発電は、可能性のある個所を検討したが至っていない。今後も、小水力での発電及び発電機の性能について、さらに検討してまいりたいと思います。

平成27年度 一般会計補正予算(11号・12号・13号)

総額 68億4,727万5千円に

第1回定例会における平成27年度の補正予算は、平成27年度に本町が取り組んできた各事務事業の執行に伴う減額等と、人事院勧告に伴う人件費の調整、更に、地方創生関連事業に伴う国からの地方創生加速化交付金の採択を受け、チェンソーアート推進事業などの経費が計上され、可決しました。

保育所運営費

保育士の処遇改善、施設機能強化に伴う給付費の加算及び途中入所の増加等に伴う増額計上です。

栗野岳周辺施設整備工事費

国の地方創生加速化交付金の採択に伴い、栗野岳周辺に東屋及び駐車場の整備を行うための工事費です。

公営住宅等用地購入費

鹿児島県が所有している公舎跡地を購入する用地購入費です。

チェンソーアート 推進用備品購入費

国の地方創生加速化交付金の採択に伴い、チェンソーアート事業を推進するための備品購入費等の計上です。

湧水町水害等対策調査特別委員会の経過報告

委員長 森山 マスミ

平成28年3月20日 阿波井堰改築事業の完成を祝う会が川内川上流河川改修期成同盟会及び国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所の主催により、来賓及び地元住民の皆さん約250名が参加され盛大に行われました。阿波井堰の改築事業については100年の悲願がやっと報われ、言葉に表現できない程の喜びと安ど感のなか、川添地区の郷土芸能等も披露され、地元の方々も「感謝の気持ちでいっぱいです。」と申されていました。

完成した阿波井堰の概要は、旧堰から約200m上流に整備され、制水ゲート幅23.1m、高さ2.6mが2門、土砂吐きゲート1門、左岸側に魚道、右岸側に発電用取水ゲート及び導水路で構成され、大雨により河川の増水が予想される場合は約30分かけて全倒伏されます。

この改築事業により上流域の治水安全度が向上したことで県境を越え、河川空間を活用したかわまちづくり等の地方創生の取り組みに期待が寄せられています。

今後も気候変動に伴う豪雨が頻発し、河川水位の上昇や台風の巨大化等、また大規模地震に備え、河川堤防等の耐震対策の推進が必要となって参ります。阿波井堰の改築事業が完成したからとはいえ安心はできません。ハードソフト両面からなる治水対策を議会としても推進活動していくべきと考えます。

以上、湧水町水害等対策調査特別委員会の経過報告を終わります。

湧水町地方創生・議会活性化等 調査特別委員会の経過報告

委員長 久留須 修

本特別委員会において、平成28年4月に町議会議員の改選が予定されていることから、重点調査・検討項目の1つとして、次期の議員定数及び議員報酬の考え方について、昨年9月から、議会活性化等に関する小委員会及び特別委員会で議論を重ねてまいりました。

まず、議論の進め方としては、県内の町村議会や隣接市議会の議員定数及び議員報酬などの現状を調査研究し、昨年11月に町内16地区で開催した「住民と語ろう会」で出された住民の皆様からの意見、さらには、現職議員12名の各議員の考え方とその根拠について提出してもらい、それらの資料に基づき、討議を行いながら、議員間で議論を深めるべきであるとの考え方で進めてまいりました。

また、議員定数を検討する上で、議会運営のあり方等が非常に重要な要因となることから、委員会中心主義と本会議中心主義による議会運営についての議論も行いました。

このような経緯を踏まえ、去る3月16日に第16回地方創生・議会活性化等調査特別委員会を開催し、議員定数及び議員報酬についての最終取りまとめを行い、決定いたしましたので、その結果について報告をい

たします。

【議員定数について】

住民と語ろう会における住民からの意見としては、「定数削減の意見」、「現状維持の意見」、「定数増員の意見」など多岐にわたる意見をいただき、委員会で改めて議論いたしました。

委員からは、一定の考え方がそれぞれ示され、「減員すべき」「現在の定数を維持すべき」との2つの意見が出されました。

「減員すべき」との意見の根拠としては、人口減少が進む中、議員数を2名減らして10名とし、議員一人ひとりが資質向上を図っていきながら、少数精鋭で議会に取り組んで行くべきであるという意見でありました。

「現在の定数を維持すべき」との意見の根拠としては、議会活動を通し、住民の多様な意見を反映しつつ、政策提言等を行っていく義務がある。また、執行機関の監視を担う機能の観点から、さらには、議会と常任委員会が、その機能を十分發揮していくためには、最低限、現在の定数を維持すべきであるとの意見でありました。

また議員定数は、議会運営についても大きな要素があるため、本会議中心主義と委員会中心主義について、県内の町村議会の状況や本町の今までの常任委員会での経緯

も踏まえ議論を行いました。

現在の委員会中心主義は、委員会での審議内容について、委員長報告での公表はあるが、委員会記録は、要点筆記の取り扱いであり、すべての議論の内容について公表されないことから、議場での審議内容が全て会議録に残る本会議中心主義が、住民に對しても、議論内容が見えるのではないかとこの意見や、本会議主義において、議場で無制限に質疑をさせては、能率的な会議進行の妨げになることが懸念されるため、詳細な審議及び納得がいくまでの議論ができる委員会中心主義による審議を行なうことで、所管事項に対して活発な質疑や討論が行われるのではないかとこの意見がありました。

以上のような意見を踏まえ、議会基本条例に規定されている住民の意見を聞くことや公聴会制度等の活用などについても、昨年、住民と語ろう会を開催し、住民皆様からの意見も聴く機会を設けて、その意見も参考にしながら様々な角度から議論を深め、議論を尽くしたという観点から、最終決定を行うと全会一致で決定しました。

委員会の会議運営としては、「全会一致」が望ましい事ではありますが、議論の結果として、最終決定を行うために採決により決定した方がよいとの意見があり、採

決の結果、次期の議員定数については賛成多数で現状維持とすることに決定いたしました。

また、議会運営のあり方についても、採決による最終決定を行い、賛成多数で、委員会中心主義による議会運営を行っていくことで決定いたしました。

【議員報酬について】

住民からの意見としては、「報酬額を上げて議員活動に専念すべき」、「定数削減をして報酬額を上げるべき」、「議員定数を増やして報酬額を下げるべき」、「報酬ではなく、日当制も検討すべき」、また、「議員の活動状況がよく見えないので、報酬額についての意見を述べようがない」などの多岐にわたる意見をいただき、委員会でも改めて議論いたしました。また、議員定数との関連があることから、議員定数と一体的に議論をいたしました。

委員からは、「報酬額を下げる」、「現状維持」、「報酬額を上げる」とのそれぞれの意見が出されました。

「報酬額を下げる」との根拠としては、人口減少社会の中、財政的な効果を見込んで減額すべきであると意見がありました。

「現状維持」の根拠としては、県内の人口同等規模の町と比べても、報酬額は、ほとんど差異もなく、また、現在まで議員活動を行ってきた中で、上げる根拠や下げる根拠も現時点では明確に考えられないことから、現状維持が適当であるとの意見でありま

した。

「報酬額を上げるべき」との根拠としては、議員活動を行う上で、専門的な知識を調査研究することが今後更に求められることから、一定の経費がかかることも事実であり、現在の報酬額では、若い世代が議員として、議会活動に専念できる状況ではないとの意見がありました。

また、議員の日当制については、全国で導入している町の調査を行いました。日当制では、生活給とまでは言わないにしても、議員として議会活動に専念できるだけの報酬体系ではないことと、少子高齢化社会の中で、ますます議員及び議会の果たす役割は重要となることや、現在の経済情勢等を総合的に勘案すれば、日当制の導入は、難しい状況であると考えます。

以上のような議論を踏まえ、議論を尽くしたという観点から、採決の結果、議員報酬についても、賛成多数で現状維持とすることに決定いたしました。

【まとめ】

今回の議員定数及び議員報酬について議論する中で、住民と語ろう会で「議会・議員の姿が見えない活動が分らない」という意見があった事に対し、議会として、議員一人ひとりの更なる資質向上の必要と、住民とのコミュニケーションが不足しているとの認識を強く感じたところであります。

このことを真摯に受け止め、今まで以上に、議会・議員活動に全力で取組み、住民との接点を大事にしながら、議会基本条例を基に、住民の意思を町政に的確に反映させ、開かれた議会を目指す取組みを進めていくべきであるとの統一した見解が取りまとめられました。

また、若い世代や多くの経験を積んだ人が、議会の果たす役割や議会活動への興味、関心を高め、議員を目指す人が増えるように環境を整えることも、議会としての重要な役割であると確認されました。

以上、更なる議会活性化の取組みを進めていく決意を申し添え、議員定数及び議員報酬の特別委員会の経過報告といたします。





議会の動き

月	期日	曜日	議会の動き
1月	7日	木	・広報委員会 ・議会活性化小委員会
	10日	日	・町消防出初式 ・えびの市消防出初式 ・伊佐市消防出初式
	13日	水	・地方創生・議会活性化等調査特別委員会 ・広報委員会
	14日	木	・えびす祭り新春懇談会
	15日	金	・区長会（住民と語ろう会結果概要報告）
	16日	土	・みのり10周年記念講演会及び祝う会
	20日	水	・広報委員会 ・議会活性化小委員会
	26日	火	・地方創生・議会活性化等調査特別委員会 ・町村議会議員研修会
	27日	水	・広報委員会
2月	1日	月	・住民と語ろう会 結果報告会
	4日	木	・議員研修会
	8日	月	・地方創生・議会活性化等調査特別委員会
	16日	火	・町村議会議長会定期総会
	18日	木	・一部事務組合定例会
	19日	金	・議会運営委員会
	23日	火	・議員全員協議会
	24日	水	・第1回議会定例会 本会議

25日	木	・各常任委員会	
	金	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・各常任委員会	
	月	・各常任委員会	
3月	2日	水	・各常任委員会
	3日	木	・当初予算現地調査
	4日	金	・各常任委員会 ・地方創生・議会活性化等調査特別委員会
	6日	日	・生涯学習推進大会
	10日	木	・議会運営委員会
	11日	金	・議員全員協議会 ・本会議
	14日	月	・本会議
	15日	火	・第2回自治会長会
	16日	水	・本会議 ・地方創生・議会活性化等調査特別委員会
	20日	日	・阿波井堰竣工式祝賀会
22日	火	・伊佐湧水消防組合議会臨時会	
	23日	水	・議会活性化小委員会
	24日	木	・議会運営委員会 ・地方創生・議会活性化等調査特別委員会
		金	・議員全員協議会 ・最終本会議 ・広報委員会

傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は6月上旬予定

